

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①
⑥探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新
鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関
する明細書事業年度
又は連結
事業年度・
・

法人名

()

別表十(三)

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称	1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は 期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額	2	円	当期繰越額	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	13	
積立限度額の計算	3		当期繰越額	同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	14	
当期の指定期間内の鉱物の 販売による収入金額	4		当期繰越額	計 (13) + (14)	15	
取引基準額 (3) × $\frac{12}{100}$	5		当期繰越額	当期積立額のうち損金算入額 (2) - (11)	16	
所得基 (3)の収入金額に係る費用等の額	6		当期繰越額	期末探鉱準備金の金額又は 期末海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17	
所得基 鉱物の販売に係る所得金額 (3) × (5)						
租税特別措置法の 若しくは第12項 第4項若しくは第1						
の探掘						
所得 (8)						
積立 (4)と(9)のうち						
積立限度 (2) -						
積立事業						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
当期分						
計						

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2
又は「第58条第2項」※3

② 「区分番号」欄：「00203」※1※2又は「00482」※3

③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

※1 第58条第1項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)

※2 第58条第9項(区分番号：「00203」)

探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号：「00482」)

海外探鉱準備金の損金算入

「43」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2

② 「区分番号」欄：「00205」※1又は「00483」※2

③ 「適用額」欄：「43」欄の金額

※1 第59条第1項(区分番号：「00205」)

新鉱床探鉱費の特別控除

※2 第59条第2項(区分番号：「00483」)

海外新鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費 基準 額の 計算	当期に支出した新鉱床 当期の探鉱用機械設備の (29)のうち国内の新鉱 (29)のうち海外の新鉱 (30)の額を超える 益金算入 探鉱費基準 (29)又は((31) - (32)) (マイナスの場合は0)	33	計	当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	41	
準備金 額の 計算	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	34	算	所得基準額 ((37) - (40))又は((37) - (40) - (41)) (マイナスの場合は0)	42	
任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	35			特 別 控 除 額 ((33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	43	
益金算入基準額 (34) + (35)	36					